

平成29年度財務省政策評価(案)の概要

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（平成29年度版） 1
2. 平成28年度及び29年度における評価ごとの集計結果 2
3. 平成28年度及び29年度における目標ごとの評価結果 3
4. 平成29年度の評価が前年度の評価より低くなった総合目標の評価理由及び政策への反映 6
5. 平成29年度の評価が前年度の評価より低くなった政策目標の評価理由及び政策への反映 7
6. 平成29年度の評価が前年度の評価より高くなった政策目標の評価理由 9

1. 財務省の「政策の目標」の体系図 (平成29年度版)

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

政策の目標

政策の基本目標 (総合目標)

財政 (総合目標 1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせたプライマリーバランス (基礎的財政収支) を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。【A】

税制 (総合目標 2)

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革 (オーバーホール) を進める。【A】

財務管理 (総合目標 3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。【B】

通貨・金融システム (総合目標 4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定的な確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。【A】

世界経済 (総合目標 5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。【A】

財政・経済運営 (総合目標 6)

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。【A】

各政策分野の目標 (政策目標)

健全な財政の確保 (政策目標 1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進【S】
- 1-2 必要な歳入の確保【S】
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保【S】
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示【S】
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行【S】
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営【S】

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標 2)

- 2-1 経済の好循環を確保するための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実【S】
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標 3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制【S】
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実【S】
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実【B】
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理【S】

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標 4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止【S】
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理【S】

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標 5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等【S】
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進【S】
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上【B】

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標 6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保【S】
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進【S】
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進【S】

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保【B】
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営【S】
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理【S】
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保【S】
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保【S】

(注) 各目標に付した符号は、当該目標に係る平成29年度の評定。評定はS+、S、A、B、Cの5段階。

2. 平成28年度及び29年度における評定ごとの集計結果

各府省共通の 評定区分		総合目標		政策目標		合 計	
		28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
S+	目標超過達成	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	0	0	20	21	20	21
A	相当程度進展あり	6	5	3	0	9	5
B	進展が大きくない	0	1	1	3	1	4
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0
合 計		6	6	24	24	30	30

3. 平成28年度及び29年度における目標ごとの評定結果

【総合目標】		評 定	
		28年度	29年度
1 (財政)	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	A	A
2 (税制)	財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。	A	A
3 (財務管理)	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。	A	B
4 (通貨・金融システム)	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	A	A
5 (世界経済)	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	A	A
6 (財政・経済運営)	総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	A	A

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

【政策目標】		評 定	
		28年度	29年度
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	S	S
1-2	必要な歳入の確保	S	S
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	S	S
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S	S
2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	A	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S	S
3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S	B
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	A	S

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A	B
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	B	B
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S	S

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

4. 平成29年度の評定が前年度の評定より低くなった総合目標の評定理由及び政策への反映

総合目標	評定		評定理由	政策への反映
	28年度	29年度		
<p>総合目標3 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等の連携を進め、国有財産の有効活用を進める。</p>	<p>A 相当程度 進展あり</p>	<p>B 進展が 大きく ない</p>	<p>主要な測定指標「国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況」については、引き続き、地方公共団体と連携し、国有財産の最適利用への取組を行っていきほか、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国有財産の有効活用を推進していく必要があることから、当該測定指標の達成度を「□」と判定した。</p> <p>地方公共団体と連携して国有財産の最適利用に取り組んでいるほか、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用の推進に取り組んだ。そのため、テーマ「総3-3（国有財産の有効活用を推進する）」と直接関係がある政策目標3-3における、施策「政3-3-2（庁舎の有効活用の推進）」、「政3-3-3（宿舍の有効活用の推進）」、「政3-3-4（未利用国有地等の有効活用の推進）」の評定は、いずれも「s」と判定した。</p> <p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、校舎の建設工事が進む中で新たな地下埋設物が発見され、損害賠償請求のおそれがあるなど切迫した状況の中、将来にわたって一切の国の責任を免除するよう特約条項を付すことも含め、ぎりぎりの対応であったが、その後、本事案に関し、国会等で様々な議論がなされる中で決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等が行われていることが判明した。</p> <p>これを受けて施策「政3-3-5（事務の効率化などによる普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理）」の評定は「c」とした。</p> <p>測定指標が「□」であり、かつ、テーマに関連する政策目標3-3の施策のうち「国有財産の有効活用」に係る3つの施策の評定はいずれも「s」であるものの、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案を受けて施策政3-3-5の評定を「c」と判定したことを踏まえ、テーマ「総3-3（国有財産の有効活用を推進する）」を「b 進展が大きくない」と評定した。</p> <p>以上から、当該目標の評定を「B 進展が大きくない」とした。</p>	<p>国有財産は国民共有の貴重な財産であることから、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から国有財産の有効活用を推進する。</p> <p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等について、国会の質疑における指摘や会計検査院による検査結果の中で、合規性、経済性等の面から、より慎重な調査検討が必要であったと認められる事態等が見受けられたといった指摘があった。また、その後、本事案に関し決裁文書の改ざんや応接録の廃棄が行われていることが判明した。</p> <p>これらの指摘を踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会への諮問を経て、処分価格等の明確化を含め国有財産の管理処分手続きの見直しを行った。また、決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等は重大な問題であり、二度とこうした事態が起こらないよう、森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査の結果を踏まえ、公文書管理の徹底、電子決裁への移行加速化等や、コンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備など、再発防止に向けた取組を進める。</p>

(注) 「□」は、中期の最終年度でない場合における途中年度の進捗が適切である場合とする。

5. 平成29年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定理由	政策への反映
	28年度	29年度		
政策目標3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S 目標達成	B 進展が大きい	<p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、校舎の建設工事が進む中で新たな地下埋設物が発見され、損害賠償請求のおそれがあるなど切迫した状況の中、将来にわたって一切の国の責任を免除するよう特約条項を付すことも含め、ぎりぎりの対応であったが、その後、本事案に関し、国会等で様々な議論がなされる中で決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等が行われていることが判明した。</p> <p>全ての測定指標は「○」であるものの、上記のとおり、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案を受け、施策「政3-3-5 事務の効率化などによる普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理」を「c 目標に向かっていない」と評定した。</p> <p>施策政3-3-5の評定については「c 目標に向かっていない」としているものの、中心的な施策である国有財産の有効活用を進めており、他の施策政3-3-1～3-3-4、3-3-6の5つの施策については「s 目標達成」であることから、当該目標の評定を、「B 進展が大きい」とした。</p>	<p>普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理に関し、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案について、国会の質疑における指摘や会計検査院による検査結果の中で、合规性、経済性等の面から、より慎重な調査検討が必要であったと認められる事態等が見受けられたといった指摘があった。これを踏まえ、平成30年1月19日財政制度等審議会国有財産分科会にて「公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直しについて」を取りまとめ、国有財産の管理処分手続きの見直しを行っており、また、一部について通達等改正を行った。引き続き、国有財産の管理処分手続きについて、一層の適正性の向上に努めるとともに平成30年度においては、関係する通達を改正するなど手続きの明確化に取り組む。</p> <p>なお、平成30年度においては、同分科会の取りまとめに基づき、新たな測定指標を設定した。</p> <p>決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等は重大な問題であり、二度とこうした事態が起こらないよう、森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査の結果を踏まえて、公文書管理の徹底、電子決裁への移行加速化等や、コンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備など、再発防止に向けた取組を進める。</p>

政策目標	評価		評価理由	政策への反映
	28年度	29年度		
<p>政策目標5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続きにおける利用者利便の向上</p>	<p>A 相当程度進展あり</p>	<p>B 進展が大きくない</p>	<p>主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度（上位3段階及び4段階）」について、輸出入者（上位3段階）、通関業者（上位3段階）の実績値が目標値を下回った（輸出入者：目標値65.0%、実績値52.3%、通関業者：目標値75.0%、実績値71.9%）ことから、当該測定指標の達成度を「×」と判定し、施策「政5-3-3 税関手続きにおける利用者利便の向上」を「b 進展が大きくない」と評価した。</p> <p>主要な測定指標「密輸取り締まり活動に関する認知度」について、実績値が目標値を下回った（目標値85.0%、実績値82.2%）ことから、当該測定指標の達成度を「×」と判定したほか、測定指標「講演会及び税関見学における満足度」、「輸出入通関制度の認知度」（事前教示制度・AEO制度）、「税関相談官制度の運用状況」（上位3段階）の実績値が目標値を下回ったことから、施策「政5-3-5 税関行政に関する情報提供の充実」を「b 進展が大きくない」と評価した。</p> <p>以上から、当該目標の評価を「B 進展が大きくない」とした。</p>	<p>利用者満足度の把握にあたっては、引き続き全体評価のみならず要素別評価にも着目し、より細やかな利用者利便の把握に努める。</p> <p>税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報を分かりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努める。その際、ソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締活動に関する認知度の向上に努める。</p>

6. 平成29年度の評定が前年度よりも高くなった政策目標の評定理由

政策目標	28年度		29年度	
	評定	評定理由	評定	評定理由
政策目標2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に 応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	A 相当程度進展あり	3つの測定指標のうち、主要な測定指標を含む2つの測定指標は「○」であったが、1つの測定指標（財務省ホームページの税制に関するページへのアクセス件数）が「×」であるため、施策「政2-1-2 税制についての広報の充実」を「a 相当程度進展あり」と評定した。 以上から、当該目標の評定を「A 相当程度進展あり」とした。	S 目標達成	新たな測定指標「財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（分かりやすさ）」について、実績値が目標値を上回った（目標値70.0%、実績値79.3%）こと及び利用者の利便性を向上する観点から見直しを行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と判定した。 全ての測定指標が「○」であるため、施策「政2-1-2 税制についての広報の充実」を「s 目標達成」と評定した。 全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該目標の評定を「S 目標達成」とした。
政策目標5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	A 相当程度進展あり	主要な測定指標「税関相互支援協定等の締結数」について、実績値が目標値を下回った（目標値32、実績値31）。 ブラジル・メキシコにおける税関相互支援協定については、政府間で平成28年中に実質合意に至った後、締結に向け両国で必要な手続を行っているほか、平成29年4月にはロシア当局との貿易円滑化・税関協力覚書に署名、ベルギー当局との交渉については内容につき合意に至り署名に向けた調整を行っているなど、交渉が大きく進展し、目標までの差が僅かであると認められるため、当該測定指標を「△」と判定し、施策「政5-2-2 税関分野における貿易円滑化の推進」を「a 相当程度進展あり」と評定した。 以上から、当該目標の評定を「A 相当程度進展あり」とした。	S 目標達成	主要な測定指標「税関相互支援協定等の締結数」について、実績値が目標値を達成した（目標値34、実績値34）。 平成29年7月にベルギーとの税関当局間取決めを締結し、同年9月にブラジルとの税関相互支援協定に署名した。また、平成29年11月に、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で税関相互支援のための民間取決めが署名された。このため、締結数が「34」となり、目標値を達成したことから、当該測定指標の達成度は「○」と判定し、施策「政5-2-2 税関分野における貿易円滑化の推進」を「s 目標達成」と評定した。 全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該目標を「S 目標達成」と評定した。